

第6章 中国のWTO加盟と日中経済連携に向けた課題

著者	丸屋 豊二郎, 佐藤 公美子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジ研選書
シリーズ番号	4
雑誌名	東アジアFTAと日中貿易
ページ	135-159
発行年	2007
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00017177

第6章

中国のWTO加盟と日中経済連携に向けた課題

丸屋 豊二郎・佐藤 公美子

はじめに

東アジアでは経済的な相互依存関係の深化を受け、経済統合に向けた動きが活発になっている。こうしたなか、最も重要とみられているのが同地域のGDPの約8割を占める日本・中国間の経済連携である。中国のWTO加盟を契機に日本企業の対中投資ブームが再来し、日本と中国は年々経済的な相互依存を強めている。2005年には王毅駐日大使や呉儀副首相など中国側要人から相次いで日中FTA締結に向けた提案がなされた。しかし、FTA締結には越えねばならない数多くのハードルが存在する。中国は2001年12月にWTOに加盟し、貿易、サービス分野の自由化を進めているが、関税・非関税障壁や投資障壁が依然として残る。また、日中を含む東アジアでの経済連携は制度面での枠組みづくりよりも実態面が先行してきたことを考えれば、二国間あるいは地域経済協定の内容は自由な商行為を支えるものでなければならない。しかしながら、中国が取り組んでいるFTAは貿易・投資障壁を残しており、現在進行している実態面での経済連携を支えるのに十分なものとはいえない。日中あるいはそれを包括した東アジア経済連携へ向けた制度的枠組みづくりはWTOルールを越えたハイレベルのものを目指すべきで、中国のWTO加盟約束事項の完全履行はそのためのひとつの前提条件である。

本章では、中国のWTO加盟を取り上げ、経済連携に与えた実態面の影響と約束事項の履行状況を検証し、日中経済連携のあり方と制度構築面で

の課題を検討する。

第1節 中国WTO加盟の中国・東アジア経済への影響

日中あるいは東アジアの経済連携を考える場合、2つの次元で考える必要がある。ひとつが実態面で進行している経済連携で、もうひとつが経済連携に向けた制度的枠組みづくりである（奥村 [2006]）。中国のWTO加盟はこの2つの次元で重要な意味をもっている。まず、WTO加盟にともなう市場開放・自由化によって対中国直接投資、貿易は拡大する。これは通商の安定的拡大、資源の効率的配分を通じて中国経済の発展に寄与するとともに、世界経済、とりわけ近隣諸国である日本、東アジアとの経済的な相互依存をより緊密なものにする。また、中国の貿易・投資関連制度がWTOルールと統一・調和を図ることは、世界経済の統合あるいは現在進行している東アジア経済連携など二国間・地域経済連携の制度化を促進する。本節では、中国WTO加盟の中国経済および東アジア経済連携の実体面に与えた影響を明らかにする。

1. 中国経済への影響

中国のWTO加盟が米中間で合意した頃からWTO加盟の中国経済に与える影響についてさまざまな予測がなされた。まず、マクロ経済への影響では、国務院発展研究センターが1999年11月に応用一般均衡（CGE）モデルを用いて包括的な分析を行っている⁽¹⁾。これによると、WTO加盟は中国のGDP成長率を1998年から2010年まで年平均約1%押し上げ、2010年の実質GDPは1998年比で約13%上昇し、2005年の実質GDPは1.53%、消費は0.58%、投資は1.75%それぞれ押し上げられると試算した。貿易についても2005年には1998年比で輸出が26.9%、輸入が25.8%それぞれ上昇するとしている。

同様に国内産業への影響もあわせて分析し、WTOルールに整合的でな

表1 中国マクロ経済(年ベース成長率)の推移(2000~2005年)

(%)

項目	2000	2001	2002	2003	2004	2005
国内総生産(GDP)	8.4	8.3	9.1	10.0	10.1	9.9
第一次産業	2.4	2.8	2.9	2.5	6.3	5.2
第二次産業	9.4	8.4	9.8	12.7	11.1	11.4
(工業生産額)	(9.8)	(8.7)	(10.0)	(12.8)	(11.5)	(11.4)
第三次産業	9.7	10.2	10.4	9.5	10.0	9.6
社会商品小売総額	9.7	10.1	11.8	9.1	13.3	12.9
固定資産投資額	10.3	13.0	16.9	27.7	25.8	25.7
輸出額	27.8	6.8	22.3	34.6	35.4	28.4
輸入額	35.8	8.2	21.2	39.8	36.0	17.6
貿易収支(億ドル)	345	340	442	447	590	1,019
直接投資(契約ベース)	50.8	10.4	19.6	39.0	33.4	0.8
直接投資(実行ベース)	0.9	14.9	12.5	1.4	13.3	-0.5
1人当たり可処分所得(都市)	6.4	8.5	13.4	9.0	7.7	9.6
1人当たり純収入(農村)	2.1	4.2	4.8	4.3	6.8	6.2

(注) GDP、1人当たりGDP、第一、二、三次産業、工業生産額、1人当たり可処分所得・純収入は実質成長率。

(出所) 国家統計局「各年」などから作成。

い輸入制限措置が撤廃される繊維・アパレルや労働集約産業である食品加工、石油化学において輸出の拡大が見込まれるが、これまで保護されてきた自動車、鉄鋼、農産品等の分野で相当な輸入が見込まれることから国内産業への影響は大きいと分析している。このほか、外資導入に関しては、WTO加盟による知的財産権保護、国内の規制制度の透明化などで事業環境が改善し、中国への投資が一般的に増大する。とくに従来厳しく規制されてきた自動車や流通、銀行、保険などサービス分野への投資が拡大するとみられていた。総合すると、中国经济への影響は、短期的には中国系企業が苦戦を強いられ痛みをともなうが、中長期的には貿易、投資の拡大で構造改革が進みプラスの影響が増大するというのが大方の見方であった。

それでは中国がWTO加盟して4年経過したが、実際の影響はどうであったのか。過去4年間の経済状況をみると、マイナスの影響は当初予想していたほどではなく、むしろプラスの影響が大きかったといえよう。表1にはWTO加盟後のマクロ経済指標を掲げたが、WTO加盟が視野に入った2000年から外資導入が契約額、実行額とも増加を始め、2001年には実行額において過去最高を記録した1998年の水準を上回った。その後も直接投資は上昇し続け、2002年527億ドル、2003年535億ドル、2004年606億ドルと過

去最高記録を毎年更新している。外資の進出を受け、輸出入とも2002年には前年比増加率が21～22%台に上昇、2003、2004年には輸出入とも年平均増加率35%前後の高水準を達成した。このため、中国の実質GDPは2002年9.1%、2003年以降は2年連続で10%を超える成長率を達成した。WTO加盟による中国経済への影響は、当初の予測に反して加盟直後からプラスの影響が現れている。中国国家统计局の朱局長はWTO加盟元年に当たる2002年の中国経済を回顧して、「WTOへの加盟が中国の経済成長空間を広げた。2002年の状況から判断すると、WTO加盟による影響はプラスの方がマイナスよりも大きかった。関税の引き下げが先進的な技術設備の輸入価格を押し下げ、生産コストが下がり、産業構造調整の加速化に役立った。世界に向けた開放の姿勢が外国投資の中国に対する信任を向上させ、外資導入の新記録を更新させ、同時に中国製品の輸出環境をも改善させた。」と述べている⁽²⁾。

国内産業への影響についても、予想を覆す結果となった。多くのエコノミストや専門家が予想した農業への影響は検疫制度の活用や政府による積極的な農業支援（農業、農村、農民の「三農問題」支援）によって農業生産額は増加し、農村の1人当たり可処分所得も2001年以降、実質成長率4%以上（2004年以降には6%台）の高い伸び率を達成した。また、高い関税率や非関税障壁が適用された自動車、化学、電子・通信などでは輸入の増加で生産、雇用の両面にマイナスの影響が出るとみられていたが、実際には国内市場を狙った外国企業の進出ラッシュでそうした懸念は払拭された。とくに生産、雇用面で大きな影響を受けるとみられていた自動車産業では、中国市場だけでなく輸出生産基地を目指してトヨタなど世界トップ企業の進出が相次ぎ、これに追随するように関連メーカーの進出ラッシュが続いている。また、2005年1月から多国間繊維取極（MFA）が撤廃され、輸出の増加が見込まれた繊維・アパレルは、アメリカ、欧州との間で新たな貿易摩擦問題に発展するほど輸出が急増した。WTO加盟後4年経過したが、中国産業への影響も政府の政策や積極的な外資導入によってデメリットは最小限に抑えられ、メリットが顕著に表れている。

2. ASEAN経済への影響

中国の対外開放の仕上げともいわれるWTO加盟は、ASEANおよび東アジア経済連携にも間接的な影響を与えた。まず、ASEANでは、中国のWTO加盟によって外国資本はますます中国に集中し、ASEANの輸出生産基地としての機能がいずれ中国に奪われるのではないかとの危機感が広まったが、その後の動きをみるかぎり、その予測は的中した。

アジア経済危機後、ASEANから遠ざかっていた直接投資は中国へ集中する傾向にあるだけでなく、ASEANから中国へ投資先をシフトする企業まで現れた。具体的には、アジア経済危機後、伸び悩んでいた中国への直接投資は、2000年から増加に転じ、その後、2005年まで増加の一途を辿っている。契約額でみると、2000年には前年比52%の増加率で624億ドルに達し、2003年には1151億ドル、2004年には1535億ドルに達した。中国への直接投資額は契約額と実行額との乖離が大きいが、実行額でも対中投資は2002年に500億ドルを超え（527億ドル）、2004年には600億ドルを超えた（606億ドル）。他方、アジア経済危機後に半減したASEAN 4カ国（タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア）への直接投資は、2000年に284億ドルへと回復したが、その後、再び減少した。2003年からはASEAN自由貿易地域（AFTA）が完成したこともあって直接投資は持ち直したが、2000年の水準を依然下回っている⁽³⁾。こうした中国とASEANへの乖離する直接投資の動きは、東アジアにおいて輸出生産基地あるいは国内市場として中国の魅力が高まったことであるが、その背景には中国のWTO加盟が影響している。

外資主導の経済成長を歩み続ける中国とASEANでは、直接投資の動向がそのまま貿易の動きに反映される。中国は積極的な外資導入を背景に米欧日など先進国市場への輸出を大きく伸ばしているのに対し、ASEANから先進国市場への輸出は伸び悩んでいる。中国、ASEANの主要な輸出先であるアメリカ、欧州市場での輸入先別シェアをみると、中国からの輸入は米欧いずれの市場でも著しく上昇しているが、ASEAN4カ国からの輸入

はアメリカ、欧州とも1998年をピークに市場シェアを落としている。とくにアメリカ向けASEAN4カ国の輸出額をみると、アジア危機後も増加していたが、2000年663億ドルをピークに減少している。これは中国への投資が急増した2000年以降、アメリカ、欧州の両市場において中国製品がASEAN製品のシェアを奪って輸出を伸ばしているということである。つまり、欧米など先進国向けの輸出生産基地としての機能の一部がASEANから中国へとシフトしていることである。

3. 東アジア経済連携への影響

ただ、中国のWTO加盟はASEANにとって悪いことだけではない。中国は輸出の急増とともに輸入も急増、とりわけ東アジアからの輸入が大きく伸び、中国は東アジアの新たなアブソーバー（輸入国）として台頭し、東アジアの経済連携を実態面で促進することとなった。具体的には、中国のWTO加盟が視野に入った1990年代末頃から電子・通信分野において多国籍企業あるいは世界的な製造組立メーカーが競って中国へ進出した。これにともない、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピンなどから製品の組立に必要な半製品・部品などの輸入が急増した。これはアジア経済危機後、低迷していたASEAN諸国の輸出に貢献しただけでなく、東アジア域内貿易にも大きな影響を与えた。

表2は東アジア域内貿易の推移を中国、日本、東アジア8カ国・地域（韓国、台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア）の3国・地域に分割し、それぞれ二国・地域間貿易の推移を示したものである。これをみると、第1に中国の東アジア域内貿易におけるアブソーバーとしての地位向上をはっきりと読み取れる。東アジアでの輸出先市場としての中国のシェアは、2000年18.0%（日本からの輸出4.0%、東アジア8からの輸出14.0%）であったのが、2004年には27.0%（日本からの輸出6.2%、東アジア8からの輸出20.8%）へわずか4年間で9ポイントも上昇した。これに対し、中国、東アジア8カ国・地域からの日本への輸出シェアは、2000年18.6%で中国を上回っていたが、2004年には15.6%へ3ポイント減少し、東

表2 東アジア域内貿易の推移(1995, 2000, 2004年)

	貿易額(億ドル)			年平均増加率(%)		増加寄与率(%)	
	1995	2000	2004	95-00	00-04	95-00	00-04
東アジア域内貿易	6.264 <100.0>	7.668 <100.0>	11.831 <100.0>	4.1	11.5	100.0	100.0
A. 中国-日本	504 <8.0>	721 <9.4>	1,502 <12.7>	7.4	20.1	15.5	18.8
(中国→日本)	(285) <4.5>	(417) <5.4>	(763) <6.4>	(7.9)	(16.3)	(9.4)	(8.3)
(日本→中国)	(219) <3.5>	(304) <4.0>	(739) <6.2>	(6.8)	(24.9)	(6.1)	(10.4)
B. 中国-東アジア8	1,301 <20.8>	1,836 <23.9>	4,260 <36.0>	7.1	23.4	38.1	58.2
(中国→東アジア8)	(545) <8.7>	(765) <10.0>	(1,803) <15.2>	(7.0)	(23.9)	(15.7)	(24.9)
(東アジア8→中国)	(756) <12.1>	(1,071) <14.0>	(2,457) <20.8>	(7.2)	(23.1)	(22.4)	(33.3)
C. 日本-東アジア8	2,466 <39.4>	2,604 <34.0>	2,979 <25.2>	1.1	3.4	9.8	9.0
(日本→東アジア8)	(1,629) <26.0>	(1,588) <20.7>	(1,886) <15.9>	(-0.5)	(4.4)	(-2.9)	(7.2)
(東アジア8→日本)	(837) <13.4>	(1,016) <13.2>	(1,093) <9.2>	(4.0)	(1.8)	(2.4)	(-1.0)
D. 東アジア8域内	1,993 <31.8>	2,507 <32.7>	3,090 <26.1>	4.7	5.4	36.6	14.0

(注) 東アジア8はアジアNIEs(韓国, 台湾, 香港, シンガポール)とASEAN4(タイ, マレーシア, フィリピン, インドネシア)。< >内はシェア(%)。

(出所) ジェトロホームページの世界貿易マトリックスを参照

(<http://www.jetro.go.jp/biz/world/international/statistics> 原典は, "Direction of Trade Statistics," Sep.2005, および台湾貿易統計)。

アジアにおけるトップ・アプソーバーとしての地位を中国へ譲り渡した。

第2の特徴は、過去4年間で中国・東アジア8カ国・地域間の貿易額が日本・東アジア8カ国・地域間の貿易額を追い越したことである。中・東アジア8カ国・地域の貿易額のシェアは、2000年23.9%から2004年36.0%へ上昇し、日・東アジア8カ国・地域の貿易額シェアは、同様に34.0%から25.2%へと大きく減少し、東アジア貿易における日本と中国の立場は完全に逆転した。ASEANが経済的に競合関係にある中国を脅威と感じながらもFTA締結を推進しようとしている背景には、中・ASEAN間の貿易額、とりわけASEANから中国向け輸出が大きく伸びていることがある。

しかしながら、中国と東アジア8カ国・地域の貿易額が急増しているからといって、東アジアにおける中国の経済的覇権が強まったということでは

はない。こうした貿易面での相互依存の深化は、日本企業を中心とする多国籍企業が生産拠点をASEAN、中国を中心とする東アジアに移転し、東アジア全域で生産・流通ネットワークを構築してきたことが背景にある。つまり、日本企業による東アジアへの直接投資活動が東アジア域内貿易に大きな影響を与えているということである。

ともあれ、WTO加盟を契機とした中国の東アジア国際分業への参入は、直接投資と貿易の相互作用を媒介として東アジア経済を活性化し、実態面から東アジア経済連携を促進してきたことだけは確かである。

第2節 中国WTO加盟約束事項の履行状況

中国のWTO加盟は東アジアでの事実上の経済連携の契機となっただけでなく、2000年以降の経済連携に向けた制度的枠組みづくりを推進する基盤にもなった。東アジアはFTAにおいて世界に遅れを取っていたが、日韓のFTA構想を契機にFTAブームが起これ、2000年に入ると中国も積極的にFTA交渉に乗り出すようになった。中国はWTO加盟を果たしたことで、FTA交渉に臨む環境整備が醸成された。したがって、日中あるいは東アジアの経済連携に向けた制度的枠組みづくりは、WTO加盟約束事項の完全履行が前提条件になる。以下では、WTO加盟約束事項の履行状況を検証し、問題点と課題を整理する。

1. WTO加盟にともなう約束事項

(1)貿易権

中国はWTO加盟と同時に、貿易権付与にあたり各種要件（輸出実績、貿易収支、為替収支、過去の実績等）を撤廃した。また、内資100%企業については加盟から3年の経過期間終了時に貿易権取得に係る最低資本金要件等の審査承認制度を廃止するとともに、外資を含むあらゆる企業に段階的（1年以内：外資マイノリティ企業、2年以内：外資マジョリティ企業、3年以

内：外資100%企業を含むあらゆる企業）に国家貿易指定品目を除き貿易権を付与することを約束した。

(2)関税

2010年までに全譲許品目の平均関税率（単純平均）を加盟時の13.6%から9.8%に、農産品については加盟時19.3%から2010年15.0%に、鉱工業品は加盟時12.7%から同8.9%に引き下げることを約束した。その他、IT関連製品は情報技術協定への参加、化学品に関しては最終譲許税率を化学ハーモナイゼーション⁽⁴⁾の水準まで引き下げることにした。

(3)アンチダンピング

WTOのアンチダンピング、補助金・相殺措置協定に整合的な制度を整備する。

(4)セーフガード

WTO協定整合的なセーフガード発動のための措置を整備し、これに従ってセーフガード措置を管理する。

(5)貿易関連投資措置（TRIMs）

TRIMs（Trade Related Investment Measures）協定の遵守を約束し、GATT第3条違反の現地調達要求（国産品の一定比率以上の使用を要求すること）、第3条および第11条違反の輸出入均衡要求（輸入品の購入および使用を、自ら輸出する現地生産品の量または金額に関連して制限することを要求すること）を禁止すること、および、輸出、技術移転等のパフォーマンスを要求しないこととした。

(6)基準・認証

TBT（Technical Barriers to Trade）協定整合的な規則・手続きとする。また、国産品と輸入品とで異なる法令が適用されていることについて、法令・基準・制度を一元化する。とくに日本の産業界から要望の強かった、

①化学品の輸入時登録制，②CCIBマークおよび長城マーク⁽⁵⁾取得手続きの簡素化，③自動車の基準認証に関する国産品と輸入品との法令・基準の一元化，④ボイラー・圧力容器等の安全品質許可制度について国産品と輸入品との法令・基準の一元化，国際基準の採用等を約束した。

(7)サービス

①流通

卸売業——加盟後3年以内に外資出資制限撤廃。地理的制限や数量制限は加盟後2年以内に撤廃。取扱品目については，加盟後5年間で段階的に開放（塩，タバコを除く）。

小売業——加盟後3年以内に外資出資制限および地理的制限を撤廃。取扱品目については，加盟後5年間で段階的に開放（塩，タバコを除く）。

フランチャイズ——加盟後3年以内に外資出資制限，地理的制限を撤廃。

②銀行

人民元業務は，加盟後2年以内に中国企業に対して認められ，5年以内にすべての中国人へのサービスが認められる。地理的制限は5年以内に段階的に撤廃。営業許可の基準は，信用秩序維持の目的に限定され数量制限は行わない。

③保険

生命保険——加盟時50%以下の出資制限を加盟後5年以内に撤廃。また，加盟時には個人保険，加盟3年以内に健康保険，団体保険，年金保険と開放の対象となる種類を定めた。

損害保険——加盟時51%以下の出資制限を加盟後2年以内に撤廃。

地理的制限は，いずれも加盟後3年以内に段階的に撤廃。

④電気通信

付加価値通信——加盟後2年以内に段階的に地理的制限を撤廃し，外資出資比率の上限を50%以下とする。

移動体通信——加盟後5年以内に段階的に地理的制限を撤廃し、加盟後3年以内に外資出資比率の上限を49%以下とする。

国内および国際通信——加盟後6年以内に段階的に地理的制限を撤廃し、外資出資比率の上限を49%以下とする。

(8)貿易関連知的所有権 (TRIPs)

専利法 (特許, 実用新案, 意匠権を規定), 商標法, 著作権法等をTRIPs協定整合的な内容に改正し, 権利行使を強化 (行政処分の強化, 水際措置の協定整合化等) する。

(9)経過措置

約束の履行状況について中国から情報提供を求め, 物品, TRIPs, GATSの各理事会, 市場アクセス, アンチダンピング, 基準・認証, 貿易関連投資措置, セーフガードの各委員会および一般理事会が審査を行う。加盟後8年間は毎年レビューし, 10年以内に審査を行う。

2. 中国政府の履行状況

中国がWTOに加盟したことで, 実際に中国の貿易・経済制度はどのように変わったか。約束事項の履行状況は, 以下のとおりである (表3)。

(1)貿易権

10年ぶりに改正された「対外貿易法」(2004年7月施行)の施行により, ①貿易権の取得が許可制から届出制となり, ②ビジネスライセンスを有するすべての個人および組織は, 登録の後, 政府が禁止したものおよび国营貿易に留保されたものを除き, 商品および技術の輸出入が認められるようになった。個人に対し貿易権の付与が認められたことも重要な改正点のひとつである。

表3 中国 WTO 加盟約束事項および履行状況

項目	約束事項			主要関連法令および措置
貿易権	加盟後3年間の経過措置 加盟時に中国企業および外資企業に対する貿易権の取得又は維持の基準として、輸出実績、貿易均衡、外資均衡および過去の輸出入等の経験を許可要件から撤廃。			対外貿易法(2004年7月1日施行)
関税		加盟時	2010年	「税関輸出入貨物課税価格審査決定規則」(2002年1月1日施行)、「輸出入関税条例」(2004年1月1日施行)
	全譲許品目	13.60%	9.80%	
	農産品	19.30%	15.00%	
	鉱業品	12.70%	8.90%	
アンチダンピング(AD)	WTO協定整合的な制度整備を約束。ダンピングマージンの計算・審査等についても遵守。			アンチダンピング条例(2002年1月1日施行)他に関連法令(14件)、司法解釈(1件)、特別法規(1件)を公布12。
セーフガード(SG)	WTO協定整合的なセーフガード発動のための措置を整備し、これに従い、セーフガード措置を管理。			「セーフガード条例」(2002年1月1日施行)、その他左記条例の細則と位置づけられる4つの規定を公布。
貿易関連投資措置(TRIMs)	ローカルコンテンツ要求(GATT3条違反)、輸出入均衡要求(GATT11条違反)の廃止。			2000年10月から2001年3月までの間に、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」、「中外合資経営企業法」を改正し、その後「外資企業法」、「中外合資経営企業法」の実施細則を定めた。
基準・認証	国産品と輸入品とで異なる法令・基準制度を一元化すること。			「中国強制認証」を創設13(2002年5月)
サービス	①許認可手続き、②パートナー(合弁相手)の選択、③持分変更、④少数株主の保護について約束。			
流通	・加盟後3年以内に一部の例外を除き、外資参入の地理的制限、店舗数制限、外資出資制限等を段階的に廃止。 ・加盟時より外資系企業が中国国内で製造した製品の国内流通(卸・小売)を承認。			「外商投資商業領域管理弁法」(2004年6月1日施行)
	【外資生保】加盟時より①中国パートナーの自由な選択、②外資出資比率50%以下承認。 【外資損保】加盟後2年以内に外資出資制限撤廃。 いずれも加盟後3年以内に地理的制限を段階的に撤廃。			
銀行	①人民元業務の実施対象 加盟後2年以内 中国企業 加盟後5年以内 個人 ②加盟5年以内に人民元業務の地理的制限の段階的撤廃 ③加盟5年以内に外資出資比率、業務、法人形態等を制限する既存の信用秩序維持以外の措置の撤廃。			「外資金融機関管理条例」(2002年2月1日施行)、「外資金融機関管理条例実施細則」(2002年2月1日施行)
電気通信		付加価値通信(インターネット等)	移動体通信	国内・国際通信
	外資出資比率	加盟2年以内に50%以下	加盟3年以内に49%以下	加盟6年以内に49%以下
	地理的制限撤廃	加盟2年以内	加盟5年以内	加盟6年以内
貿易関連知的所有権(TRIPS)	TRIPS協定整合的な知的財産法制度を整備し、加盟時より同協定の完全実施、エンフォースメントの強化を約束。			「専利法」(2001年7月1日施行)、「商標法」(2001年12月1日)、「著作権法」(2001年10月27日施行)

(出所) 荒木一郎・西忠雄共訳／経済産業省監修『全訳中国WTO加盟文書』蒼蒼社、2003年、などから作成。

(2)関税

全譲許品目(7151品目)を単純平均で加盟時13.6%を2010年までに9.8%とすることを約束しているが、2005年1月1日時点ですでに9.9%に、うち農産品は15.3%⁽⁶⁾まで引き下げられており、関税削減については、全般的にみれば、予定どおり約束は履行されているといえる。しかし、個別にみていくと写真フィルム等に対する関税譲許不履行⁽⁷⁾や完成車特徴認定制度の問題⁽⁸⁾など中国にとってセンシティブな品目については、WTO協定違反とみなされかねない実施状況となっている。また、税関管区あるいは担当官によって同一品目であっても適用される税率が異なるなど、運用上の不透明性の問題は依然残っており、企業によっては関税額の予測が難しい状況となっている。

(3)アンチダンピング

WTOルールに整合化させるべく、旧条例を改正し、2002年1月に新たにアンチダンピング条例が施行された。現在、中国ではアンチダンピング条例のほかに16の下位法令があり、アンチダンピングに関しては、基本的には法律は整備されたといえる。しかし、他の規定に比べ、早々に実施細則・関連法案が制定されたものの損害額の算出方法や「同種の産品」の認定の基準など実行面での不透明さが残っており、依然、条文上曖昧な規定が存在するなどWTO整合性が問題とされる点がある。また、実際に2005年に新たに調査の対象とされた日本製品をみると5件のうち4件が化学品となっており、特定の業種に対してアンチダンピングが活用されていることが分かる。

(4)セーフガード

2002年1月1日に「セーフガード措置条例」を施行した。その後同条例の施行細則と位置づけられる4つの調査・手続きに係る規則が作成され、慣例法制の整備が図られてきた。ただし、条例・細則の一部にWTO協定に不整合と看做されるものもあり、また、不適切な運用がなされないよう

注視していく必要がある。

(5)貿易関連投資措置 (TRIMs)

関連法案においてローカル・コンテンツ要求、輸出入均衡要求、輸出要求等に該当する文言が削除され、概ねWTO協定整合的な内容となったが、一部不整合な実態や制限的な措置がみられる。その一例として、携帯電話製造では、機密扱いとなっている「5号文件」によりTRIMs協定で禁止されている輸出義務、ローカル・コンテンツなどパフォーマンス要求が課されている。

(6)基準・認証

2001年4月に「国家質量監督検閲検疫総局」を設置、2001年8月には「国家認証認可監督管理委員会」が設立された。これら2つの組織が2001年12月に外国製品に対する内国民待遇実現のため、「4つの統一」(リストの統一、基準・技術法規および合格判定手続きの統一、マークの統一、費用基準の統一)を発表し、2001年12月3日には4法令が公布された。これにより、国産品と輸入品に対して統一的な目録、標準、標識、費用徴収方法により製品認証を行う制度が確立することになった。このように中央政府のレベルでは一定の改善がみられるが、これまでの基準認証関係の運用は、品目により審査認証機関の地域別振り分けが行われるほか、地方独自の基準が適用されるなど複雑かつ不透明で、また一部の輸入品に差別的な措置も残っているなど改善が望まれる。

(7)サービス分野

①流通

2004年6月に「外商投資商業領域管理弁法」が施行されたことにより、約束に沿った外資開放スケジュールが示された。しかし、本弁法では実施細則や許認可のガイドラインが示されていないことや、運用面で中央と地方との許認可条件の違い等があり、手続き等が不透明との問題もある。また、公安局、技術監督局、消防局等によりさまざまな規制、介入があるとの事

例も聞かれる（在中国日本商工会議所調査委員会 [2004]）。

②銀行

2002年2月1日施行の「外資金融機関管理条例」により、従来金融機関に限られていた合弁パートナーがそれ以外の業種との間でも認められるようになり、サービス約束表に沿った内容となっている。人民元業務の地域制限については一部スケジュールを前倒しして開放が進められた。しかし、細かい規定をみていくと、設立基盤の異なる外資を内資と同様に扱うなど、活動の妨げともなりうる規定がある一方、明らかに内資を優遇する規定もみられる。

③保険

2002年2月1日より「外資保険会社管理条例」を実施、2004年6月には「外資保険会社管理条例」の実施細則が施行され、資本要件の引き下げ、ライセンス交付手続きの簡素化、承認に係る時間の短縮化が規定されるなど努力の跡がうかがえる。また、2004年12月には、予定どおりに地理的制限の撤廃がなされ、保険分野の開放はスケジュールどおりに進んでいる。ただし、細則が公布されたものの裁量権の及ぶ不透明な点もあり、支店開設権の付与については、その基準が曖昧で、内外差別的な措置がみられるとの指摘もあることから今後改善が望まれる。

④電気通信

「外商投資電信企業管理規定」（2002年1月1日施行）により、登録のための資本金の要件、外資出資比率、ライセンス手続きが定められた。ただし、出資比率ひとつをとっても詳細な規定はなく、どのように解釈すべきかについて何ら注釈も施されていないため、解釈次第では加盟約束の不履行ともとられかねない。また、外資参入があまり進んでいない理由として、①現行法では、外資が電気通信業界に参入する場合、必ず合弁の形式を採用しなければならない、中国市場のなかで選択可能なパートナーは限られていること、②市場参入には高いコストがかかり、しかも、電気通信インフ

ラ分野では、主に上場している中国の四大キャリア⁽⁹⁾への資本参加の方式に限られていること、③電気通信分野の法律が未整備であり、とくに「電気通信法」の制定・施行が遅れていること等が挙げられる。

(8)貿易関連知的所有権 (TRIPs)

WTO加盟以降、知的財産権に関する各種法改正を行ったため、法規上は改善がみられる。しかしながら、各種の権利侵害について摘発件数が増え続けており、先進諸国企業にとってその侵害により被る被害は無視できない規模となっている。

中国政府も知的財産権保護の強化に力を入れ始めてはいるが、一部地域では改善がみられるものの、中国全土で改善されるまでにはいたっていない。権利保護に対する中央と地方の温度差や実際に取り締まりを行う税関職員や審査を行う審査官への教育など、法整備だけでなく、権利保護に関わる人々の間の意識の格差を埋める努力も急務となっている。

3. 問題点および課題

(1)日本およびアメリカの評価

経済産業省は、今後中国と通商政策を進めていくうえで、取り組むべく優先事項として、「写真フィルム等に関する関税譲許不履行」「アンチダンピング措置の運用」「模倣品・海賊版等の不正商品の横行」「完成車特徴認定制度の問題」を挙げている（経済産業省 [2005b]）。一方、アメリカ通商代表部（USTR）の2005年外国貿易報告書によると、2004年は過去2年間に比べれば事態は改善しており、約束履行に満足しているとしながらも、重大な課題は依然残されており、中国市場におけるビジネスチャンスをも十分に生かしきれていない状況であるという。米中間においては、近年、繊維分野や輸入半導体製品への付加価値税（VAT）の課税などをめぐり、貿易摩擦に発展するケースが散見されているが、アメリカ政府は、米中間の貿易摩擦の原因として中国のWTO約束履行の勢いの衰えを指摘しており、とくに改善が望まれる分野として知的財産権、サービス、農業および産業

政策の4分野を挙げている。

(2)問題点および課題

上述したように、中国のWTO加盟約束の履行については大方の懐疑的な見方を良い意味で裏切り、総論としては順調に進んでいるといえる。ただし、法律が整い、制度が整備されたからといって、全面的に市場が開放され、障壁となる制限的な措置が完全に撤廃されたというわけではない。約束履行状況を概観すると、共通する主な問題点は以下の3点に集約されるといえる。

①透明性

WTO加盟交渉の際の首席代表を務めた龍永図氏も中国の対外法体系で存在する主な問題点は、透明性の問題であると述べていた⁽¹⁰⁾が、加盟より4年が経過した現在も許認可基準の「不透明性」、法解釈・運用の「不透明性」等、あらゆる分野および側面において共通する問題点として指摘されている。実施細則が未整備のもの、あるいは実施細則が公布されたものの担当官の裁量の余地が残され、法解釈次第ではいかようにもできるような曖昧な規程があるなど、一通りWTO協定整合的な法整備がなされ、お膳立てがなされたうえで、今後は運用上の細部にわたる問題点を見直し、改善していく必要がある。

②統一的行政

WTO加盟に際し、各地方政府では、全部で19万件以上の地方法規、地方政府規則およびその他政策措置を整理し（経済産業省 [2005a]）、WTO協定および中国の加盟約束事項に整合的な内容とすべく改正と廃止を行った。しかしながら、履行状況について日系企業へのインタビューを行った結果、都市の発達の度合いに反比例する形で履行がなされているとの結果となった。また、地元企業の既得権益の温存を図るため、地方保護主義的な対応がみられ、中央政府が進めた改革が地方まで徹底されていないことなども問題点として挙げられている。

③司法審査

司法審査については、制度面での改善はみられるものの、司法判断の中立性、的確性、一貫性については強い懸念が示されている。地方主義とも関連するが、中国の裁判官は、地方ごとの採用となっており、自ずとその地方と裁判官の利害とが合致した構図となってしまう（森・濱田松本法律事務所／射手矢・石本編 [2005]）というような現実もある。どれだけ、法律という枠組みを整えたところで、執行力がともなわなければ、画に描いた餅に終わってしまいかねない。

第3節 日中経済連携への課題

日中あるいはそれを包括する東アジア経済連携に関する制度的枠組みづくりを考えるうえで、中国WTO加盟約束の履行状況のほかにもうひとつ留意しなければならないのが、中国のFTA戦略との関連である。中国は最近、FTA交渉・締結に積極的に乗り出してきているが、戦略性の高さが目立つ反面、FTA内容の質という点で多くの課題を残している。本節では、中国のFTA戦略を踏まえ、日中経済連携に向けた制度的枠組みづくりはどうあるべきか、また制度構築のために乗り越えなければならない課題を検討する。

1. 日中経済連携のあり方

第1節で中国のWTO加盟後、東アジアでは日本企業など多国籍企業による工程間分業の進展により実態面で経済連携が進行していることを説明したが、日中だけでなく東アジア経済連携に向けた制度化は、こうした域内での多国籍企業の自由な商行為を支えるものでなければならない。そのためには、物品の貿易、サービス貿易、投資ルール、政府調達、知的財産権、人の移動、税関手続き、基準認証、貿易救済措置、紛争解決などの分

野で経済法制の統一を図っていくことが必要である。つまり、物品貿易だけでなく、サービス貿易や投資の自由化等を含んだ包括的でレベルの高い経済連携協定（EPA）を目指さなければならないということである。

具体的には、物品の貿易についてはGATT第24条との整合性を保つことが最低条件で、非関税障壁の撤廃や通関・貿易手続きの円滑化もEPAの実効性を高めるうえで必要である。サービス貿易はGATS第5条と整合的なものにする必要がある。また、東アジアにおける工程間分業の重要性を鑑み、ロジスティクスやアフターサービス分野での外資規制緩和・自由化も必要である。この他に日中あるいは東アジアEPAを構築するうえで大切なことは、WTO/GATTで最も重要な原則である最恵国待遇原則と内国民待遇原則である。前者は一国からみて外国の商品・サービス間での差別待遇をしてはならないということで、後者はいったん国境を越えて国内に入ってきた外国の商品・サービスは、国産の商品・サービスと差別してはならないということである。

しかし、中国が進めているFTAは内容的にレベルが低く、東アジアの実態上の経済連携を支えるには十分なものとはいえない。中国の代表的なFTAであるASEANと中国の物品貿易協定（ACFTA）をみても、関税の削減・撤廃が不十分である。GATT第24条で定める「実質的に全ての貿易」と「妥当な期間内（10年以内）」という要件は何とか満たしているが、自由化例外が認められるセンシティブ・リスト、高度センシティブ・リストに自動車、オートバイ、家電製品、化学製品、鉄鋼製品、繊維製品など重要工業製品が指定されている。また、多くの農産品も自由化例外としている。米は全加盟国が例外扱いとしており、農産物輸出国であるタイは、センシティブ品目59、高度センシティブ品目51とASEANで最も多くの農産品を例外としている（石川 [2005]）。さらにACFTAは互惠主義をとるため、自由化対象品目が実行上減少する可能性がある。関税削減・撤廃以外にもサービス貿易や投資自由化等は何の手当てもなされていないというのが現状である⁽¹⁾。また、ACFTAは一応地域経済協定であるためマルチの協定であるが、実際には各国バラバラなFTAを束ねたようなものであり、かつ片務的条項も多く含まれ、実効性にも疑問が残る。

実態として進行している日中あるいは東アジア経済連携を支える制度構築には、ACFTAではカバーしきれていないサービス貿易や投資の自由化等を含んだ包括的でレベルの高いEPAを目指さなければならないということである。

2. 乗り越えるべき課題

日中EPAは、東アジアEPAのなかで最も重要かつ構築の鍵を握るが、制度的内容だけでなく、締結にいたるまでの道のりにはいくつかの障壁が立ちだかっている（奥村 [2006]）。まず第1に、日本と中国との経済体制の違いである。日本は民主国家であるのに対し、中国は共産党の一方独裁国家である。価値観を共有できない日本と中国が、果たしてひとつの制度構築を目指すことができるのかという疑問である。しかし、今日では政治体制の異なる中国やベトナムなどがWTOに加盟し、自由貿易の国際ルールを積極的に受け入れていこうとする姿勢がみられる。したがって、価値観の共有が必要不可欠な「共同体」の構築は当面無理にしても、EPAを目指して制度の調和・統一を図ることは不可能ではない⁽¹²⁾。

第2に、東アジアにおける日中間の覇権争いである。近年、中国の経済発展が目覚しく、中国のプレゼンスが年々高まっている。東アジアでは中国・ASEAN間の貿易額が日本・ASEAN間を追い越した。こうした中国の経済力の急拡大に加えて、中国の軍備費の増強、石油資源の積極的な買収・探査等の動きは、東アジアのパワーバランスに大きな影響を与えている。中国の覇権にまつわる問題として、2005年12月のASEAN+3（日本、韓国、中国）首脳会談等で将来の東アジアFTAのメンバーを従来のASEAN+3に限るのか、それともASEAN+3にインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えるのかで、中国と日本の立場は大きく食い違っている。しかし、日中間で覇権を争うとしても、東アジア経済連携は両国の経済発展にとって必要不可欠であり、自由な商行為を支える制度化は両国にとって歓迎すべきことである。

第3の障壁は、歴史認識の問題である。確かに歴史問題は国民感情に根

ざした問題であるだけに厄介な問題である。両国政府が歴史問題を外交問題から外す努力が必要であるが、これまでのいきさつから考えると当分の間は困難である。しかし、歴史問題はあくまで過去の問題であり、日中両国民が未来志向に立てば必ず展望が開ける。そのためには両国の国民、マスコミの冷静な対応が求められる。同時に、中国における情報の非対称性（中国マスコミによる日本に対する歪んだ報道）を考えれば、日本としてはもっと中国人に日本のことを知ってもらう努力が必要である。たとえば、日中間政策対話や人的交流などによる情報発信も必要であるが、日本の映画、テレビドラマ、音楽などのコンテンツを中国へもっと普及することも考えていかなければならない。つまり、経済的な相互依存に見合った分だけのソフトパワーを中国へ発信していくことが求められている。

もうひとつの障壁は、経済格差問題である。日本は先進国であり、中国は開発途上国である。経済格差が存在する国間・地域内で貿易・経済制度の統一を図ることは容易ではないことは中国側も認めている⁽¹³⁾。WTOなど国際機関でも後開発途上国（LDC / LLDC）をどのように扱うかといった問題があった。かつてはLDC、LLDCなどに一定の優遇措置を与える考えが主流であったが、近年では自立的発展にどうつながるのかを検証しつつ対応するようになってきている。中国は近年目覚ましい成長を遂げているとはいえ、地域、企業形態によって発展段階はさまざまである。自立的的精神をもって自国の開発に乗り出す人材や中小企業の育成、企業法制、税務・会計、知的財産権から科学技術、エネルギー、環境まで日本が協力すべき分野は多い。中国に限らず、経済、社会、文化、民族など多様性を内包する東アジア経済連携の枠組みづくりは、経済協力を含めた包括的でハイレベルなEPAの構築が求められている。

おわりに

中国のWTO加盟後、東アジアでは実態面で経済連携が急速に進んでいるが、これを支えていくためにはどのような制度を構築していく必要がある

るのか。とりわけ、東アジアのGDPの約8割を占める日中経済連携の制度的枠組みはどうあるべきかについて検討してきた。日中だけでなく東アジア経済連携を支える制度は、包括的でハイレベルなEPAでなければならず、そのためには中国がWTO加盟の約束事項を完全履行し、かつ中国が現在進めているACFTAのような物品貿易協定だけでなく、サービス貿易、投資の自由化、それに広範な経済協力などを含むものであることが望ましい、というのが本章の結論である。

しかしながら、日中経済連携に向けた制度を構築するためには、越えねばならないいくつかの障壁が存在した。とくに最近の日中関係は、靖国神社参拝をめぐる政治関係がギクシャクしており、中国人の対中感情、日本人の対中感情とも戦後最悪といわれるほど悪化している。こうした状況下において日中両国の企業は日中FTAの締結に並々ならぬ期待を寄せている。ジェトロが2004年に実施した調査によると、「自社にとって最もビジネスチャンスが期待できるFTA」は、との質問に対し、日中FTAと答えた企業が全体の43.8%に達し、大企業にいたっては47.8%（中小企業は36.5%）と多い⁽¹⁴⁾。業種別には、原材料や製品を中国からの輸入に依存している企業ほど日中FTAへの期待が高く、繊維・アパレル、ファッション雑貨では50%前後に達する。同様に、中国企業も日中FTAを「肯定的」に捉える企業が71%（回答企業49社のうち35社）、「普通」は29%で、「否定的」に捉える企業は1社もない。日中FTA締結にいたるまでの期間も、「5年以内」が33%で最も多く、次いで「10年以内」が26%となっている⁽¹⁵⁾。まさに「政冷経熱」と呼ばれる所以であるが、日中だけでなく東アジアの発展と安定を促進していくためには、EPAの早期締結が求められている。

日中がFTAを結んだ場合、両国ともメリットを享受できる。しかも、早く締結した方が経済的メリットが大きいという調査結果も出ている⁽¹⁶⁾。日中がともに乗り越えなければならない障壁も多いが、実態面で進行している経済連携で恩恵を享受している日本と中国が、実態上の経済連携を促進する制度的枠組みづくりに協力できないはずはない。しかし、自由な商行為を制度的に支えていくにしても、日中の二国間を優先するのか、それとも日中を含む東アジアのマルチを優先するのか、という問題は残る。日中間

に高い障壁が存在し、かつ日中関係が成熟していない段階では、ASEAN、韓国を含む広い地域での制度的枠組みづくりの方がより現実的であるといえるかもしれない。そして日中間の個別に配慮すべき事項については、域内共通の一定の考え方で臨むのが優れたアプローチといえよう（奥村〔2006〕）。

〔注〕

- (1) 1998年の実績をもとに、中国のWTO加盟が実現した場合、2005年の各数値がWTOに加盟しない場合（ベースライン）に比べて何%変化するかを計測している（国務院発展研究中心〔1999〕）。
- (2) 2002年12月14日に蘇州市で開催された国家統計局主催の「中国経済成長論壇」における発言（波多野〔2003：39〕）。
- (3) ASEAN 4カ国（タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア）への直接投資は、1997年517億ドルから1998年274億ドルに半減し、2000年には284億ドルに持ち直したが、2002年には160億ドルに再び減少。そして2003年231億ドル、2004年248億ドルに回復（それぞれの数値の出所は、タイ、フィリピンは両国の投資委員会〔BOI〕、マレーシア工業開発庁〔MIDA〕、インドネシア投資調整庁〔BKPM〕）。
- (4) 化学品および化学製品に係る関税引き下げについて日・米・EU等の中でウルグアイラウンド関税交渉の一環として合意されたもの。
- (5) CCIBマークは、強制品目リストにある製品を外国企業が中国国内に輸出する場合にのみ必要となるものであり、中国国内企業は取得が不要とされていた。一方、長城マークは、中国国内で流通する製品が対象となり、外国製品・国内製品とも取得が義務づけられていた。
- (6) 加盟時のスケジュールでは、2005年1月1日時点で全品目平均が10.1%、農産品が16.1%。
- (7) 加盟に際し写真感光材料（HS37）については、従価税で0～53.7%の税率が約束されたが、一部の品目については、従量税が適用され結果的に高関税が維持されている。
- (8) 輸入された主要部品が規定数量に達した場合、完成車の特徴を備えているものとみなし、自動車部品の関税率10%ではなく、完成車の関税率25%を適用することとしたもの。
- (9) 中国移動通信集团公司（China Mobile）、中国総合通信有限公司（China Unicom）、中国網路通信集团公司（China Netcom）、中国電信集团公司（China Telecom）の4社。
- (10) 『財経』2001年11月5日。
- (11) 本書第1章を参照。
- (12) 畠山襄は東アジア「共同体」の構築は価値観の異なる国家同士では困難であると見、日中あるいは東アジアはFTAを目指すべきであると主張する（畠山襄「域内

- FTAを目指せ」[『日本経済新聞』2005年11月25日]。
- (13) 張蘊嶺中国社会科学院アジア太平洋センター所長は、中国は発展途上国であり、経済レベルで差のある日本とのFTA交渉プロセスは容易でないと語っている(アジア経済研究所主催講演会「中国経済・産業の中長期展望」での基調講演、講演内容は、張蘊嶺「東アジアにおける日中ビジネス連携の在り方——中国側からの見方」[『通商弘報』2006年2月10日])。
- (14) 次に、ASEAN+3(日・中・韓)が13.5%と大きく離れている。日本貿易振興機構経済情報部 [2004: 30]。
- (15) 張蘊嶺「東アジアにおける日中ビジネス連携の在り方——中国側からの見方」[『通商弘報』2006年2月10日] 参照。
- (16) 本書第9章を参照。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 阿部一知・浦田秀次郎編著 [2002]『中国のWTO加盟と日中韓貿易の将来——3国シンクタンクの共同研究』日本経済評論社。
- 石川幸一 [2005]「東アジアFTAの現状と展望」(『東亜』No.462, 12月, pp.26-34)。
- 浦田秀次郎・日本経済研究センター編著 [2004]『アジアFTAの時代』日本経済新聞社。
- 奥村裕一 [2006]「東アジア経済連携に向けての新たな課題」所内資料, 日本貿易振興機構。
- 経済産業省 [各年]『通商白書』各年版。
- [2005a]「不公正貿易報告書」。
- [2005b]「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」4月18日。
- 経済産業省公正貿易推進室 [2001]「中国の加盟議定書及び作業部会(WP)報告書の概要」11月。
- 国務院発展研究中心 [1999]「中国のWTO加盟による世界経済および中国への影響」11月16日(原文は、李善同・翟凡・王直『加入世貿組織対中国及全球經濟的影響』(項目研究), 国務院発展研究中心, 1999年。これを要約した論文として、李善同・翟凡・王直「中国加入世界貿易組織対中国經濟的影響——動態一般均衡分析」[『世界經濟』2002年2月]がある)。
- 鮫島敬治・日本経済研究センター編 [2001]『中国WTO加盟の衝撃——対中ビジネスはこう変わる』日本経済新聞社。
- 総合研究開発機構 [2003]「実現可能な中国・日本・韓国FTAの経済効果——日中韓共同研究国際シンポジウムより」(『NIRA政策研究』Vol.16, No.12)。
- 玉村千治編 [2005]「東アジアFTA構想と日中間貿易投資」調査研究報告書, 日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- 中国WTO加盟に関する日本交渉チーム [2002]『中国のWTO加盟——交渉経緯と加盟文

書の解説』蒼蒼社。

在中国日本商工会議所調査委員会 [2004] 「WTO加盟後の中国経済2004」中国日本人商会。

日本機械輸出組合 [2004] 『東アジア自由貿易地域の在り方 東アジア自由ビジネス圏の確立に向けて』日本機械輸出組合。

日本貿易振興機構 [各年] 『貿易投資白書』各年版。

— [2004] 「中国のアンチ・ダンピング」内部資料。

— [2005a] 「新興国の対外経済戦略（FTA等）と日本企業」内部資料。

— [2005b] 「世界と日本の主要なFTA一覧」内部資料。

— [2005c] 「平成16年度中国のWTO加盟条件履行状況調査報告書」内部資料。

日本貿易振興機構経済情報部 [2004] 「日本企業の東アジアビジネスとFTA、元切り上げの影響」。

波多野淳彦 [2003] 『中国経済の基礎知識』日本貿易振興機構。

— [2004] 『中国経済の基礎知識』第2版, 日本貿易振興機構。

東アジア共同体評議会 [2005] 「政策報告書 東アジア共同体構想の現状、背景と日本の国家戦略」8月。

森・濱田松本法律事務所／射手矢好雄・石本茂彦編著 [2005] 『中国ビジネス法必携 2005/2006』日本貿易振興機構。

渡辺利夫編 [2004] 『東アジア市場統合への道——FTAへの課題と挑戦』勁草書房。

渡辺利夫編／日本総合研究所調査部環太平洋研究センター著 [2004] 『東アジア 経済連携の時代』東洋経済新報社。

〈中国語文献〉

国家統計局編 [各年] 『中国統計年鑑』各年版, 北京: 中国統計出版社。

〈ウェブサイト〉

国際貿易経済合作研究院 <http://www.caitec.org.cn>

人民網 <http://www.people.ne.jp>

中国網 <http://www.cina.com.cn>

中華人民共和国商務部 <http://www.mofcom.gov.cn>